

独占禁止法はどのような法律でしょうか

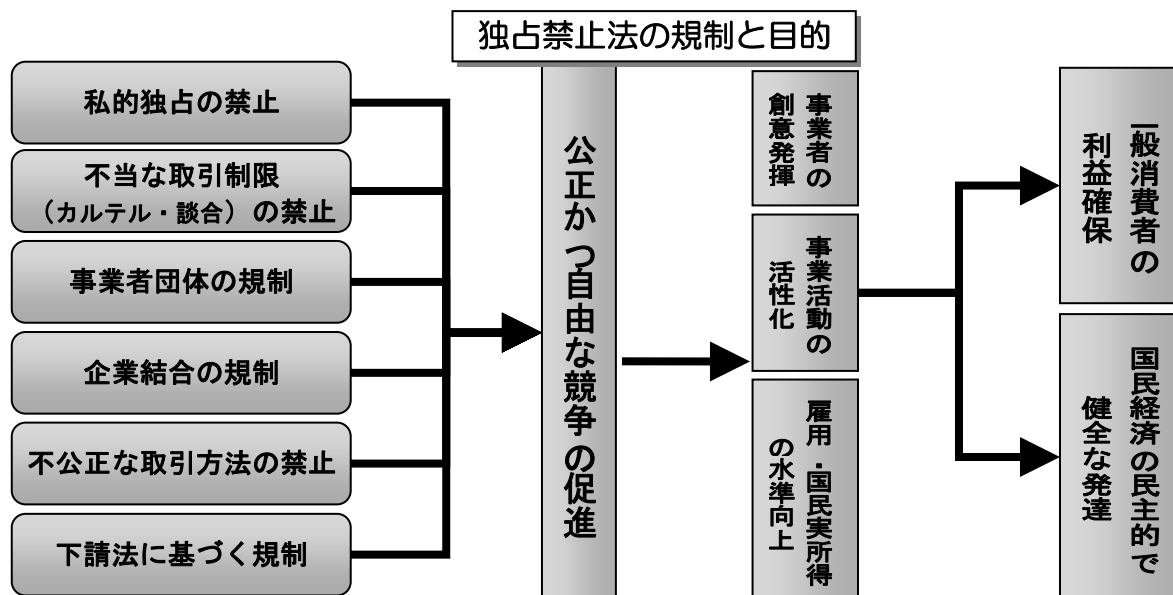
1 独占禁止法の目的

自由経済社会では、事業者は自由に商品（もの）やサービスを提供し、消費者は、欲しいものを自由に選べる仕組みになっています。事業者は、公正で自由な競争が行われている市場において、創意工夫により、「良質・廉価」な商品やサービスを提供しようと努力し、このように事業者が競い合うことによって、市場に「良質・廉価」な多種多様な商品・サービスが供給されることで、一般消費者の利益が守られます。

独占禁止法（「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」）は、事業者に、「公正で自由な競争」の機能を発揮させ、これにより、企業の活力を生み出し、消費者の利益を確保し、国民経済の健全な発達を図ることを目的とした法律です。

2 独占禁止法の3本柱

独占禁止法で違法とされている行為の主なものは私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法の3つです。私的独占と不当な取引制限は、市場での自由な競争を実質的に制限する行為であるのに対し、不公正な取引方法は、公正な競争を阻害するおそれのある行為です。



(1) 私的独占の禁止

有力な事業者が、他の事業者の事業活動を支配したり、単独で又は他の事業者と手を組み、競争相手を市場から排除したり、新規参入者の参入を妨害すること

で、市場を独占しようとする行為は独占禁止法第3条（前段）に規定する「私的独占」に当たり、違法になります。

正当な競争の結果として、市場を独占するようなことになった場合は、私的独占とはいえ、違法とはなりません。

(2) 不当な取引制限の禁止

本来、事業者がそれぞれ自主的に決めるべき商品（もの）やサービスの価格や料金、販売や生産数量、販売先や取引相手などについて、共同で取り決め、お互いに競争するのを止めたり、新規参入者の参入を共同して阻止するなどの行為は、独占禁止法第3条（後段）に規定する不当な取引制限（カルテル）に当たり、違法になります。

国や地方公共団体などの公共工事や物品等の公共調達に関する入札において、入札に参加し得る事業者の間で、あらかじめ受注予定者や受注金額等を決めてしまう「入札談合」も**不当な取引制限の一形態**です。この場合、発注者は必ずしも官公庁に限られません。民間発注のものでも受注予定者を決めるような場合には、「受注調整」行為として入札談合と同じく違反になります。

（注）公正取引委員会においては、官公庁発注に係るものを「入札談合」、民間発注に係るものを「受注調整」と使い分けております。

<民間発注に係る受注調整事件の事例>

- ・建設業者発注のシャッターに係る受注調整事件（平成22年措置，平成29年1月現在審判中）
- ・自動車メーカー発注の自動車部品に係る受注調整事件（平成25年措置）
- ・農協等発注の農業施設工事に係る受注調整事件（平成27年措置）

カルテルや談合などの不当な取引制限は、市場の機能を直接的に侵害する最も悪質な行為であり、独占禁止法違反事件の中で最も多いのもこの行為です。

「**不当な取引制限**」とは、「事業者が」、何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と「共同して」対価を決定し、又は取引の相手方を制限する等「相互にその事業活動を拘束」し、「公共の利益に反して」、「一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」をいいます（第2条第6項）。

つまり、**複数の事業者間で**、価格や料金、あるいは販売先等を取り決めることなどにより、**お互いに競争を制限あるいは回避する共同行為**であり、それによって、その市場における競争を実質的に制限することです。

入札談合であれば、あらかじめ、受注予定者や受注の順番を決めて、入札においてお互いに競争を回避することが当たります。

「不当な取引制限」のポイントは、「**複数の事業者による共同行為**」ということ

です。

「共同して」とは、価格や数量、販売先、受注などについて、お互いに「事業活動を制限」し合うことについて、入札参加者など事業者間に、何らかの「意思の連絡」があることをいいます。

「意思の連絡」は「合意」とも言われます。

「合意」というのは「決定」とか「協定」という言葉よりも広い意味であって、お互いの事業活動の制限について、共通の意思が形成される場合のすべてを含みます。例えば、話し合いの中で、皆が、他の事業者がどういう行動をとるか予測し、これらと歩調を揃えようと考えている場合（これを「暗黙の合意」といいます。）も含まれます（資料2：事例25）。また、話し合いの会合に参加していない場合でも、参加者から連絡を受けて合意に従って行動すれば、不当な取引制限に参加していることとなります。

「相互にその事業活動を拘束」となっていますが、合意を守らない場合にペナルティなどの制裁があるかどうかは関係ありません。自発的に約束を守る「紳士協定」であっても違反となります。

「競争を実質的に制限する」とは、合意により、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に価格、品質、数量、その他の各般の条件を左右することによって、市場（入札談合であれば談合で対象としている特定の発注者に係る工事あるいは物品等の入札等の取引分野をいいます。）を支配することができる状態を形成・維持・強化することをいいます。

なお、カルテルや談合が事業者間の共同行為としてではなく、事業者団体が中核となって行う場合には、事業者団体による競争制限行為を禁止している第8条の規定が適用されることもあります。

(3) 不公正な取引方法の禁止

事業者が、お互いに創意工夫し、競争機能を発揮するためには、公正な競争が行われることが必要です。そこで、独占禁止法では、公正な競争を阻害するおそれのある行為を「不公正な取引方法」として、独占禁止法第19条により禁止しています。

公正な競争を阻害するおそれとは、

- ① 自由な競争が妨げられていること（取引拒絶、不当廉売、再販売価格拘束など）
- ② 競争が価格・品質・サービスを中心としたものでないこと（欺まんの方法などによる顧客誘引、抱き合わせ販売など）
- ③ 取引主体の自主的な判断で取引が行われていないこと（優越的地位の濫用）

入札談合との関係では、受注予定者の決定に参加・協力しない事業者に対し、取引を妨害したり、差別的な取扱いを行ったりする行為が違反することになります。

事業者団体が、事業者に同様のことをさせるようにすれば、独占禁止法第8条第5号の規定に違反することになります。